

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施			分野	行政改革・行政運営	
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	行政運営の改善・効率化を実現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	286	217	214	188
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	286	217	214	
執行額		221	184	193		

(注) 契約実績額の予算額への反映等のため、26年度予算額は減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)	4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 (2) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革
	第186回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			26年度	27年度			
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	1 各行政機関が所管する情報システム数 ＜アウトプット指標＞ 【AP改革項目関連:IT化と業務改革、行政改革等分野⑭】 【APのKPI】	1,450 【24年度】	1,149	1,045	542 【30年度】	—	
	26年度:1,117(暫定値)						
	② 業務改革取組方針の改定 ＜アウトプット指標＞	各府省における業務改革の推進方策の検討 【25年度】	社会保障・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、各府省における業務改革の推進を図る。	業務改革取組方針を改定する。これにより、引き続き各府省の業務改革の取組を推進しつつ、優れた取組については横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を図る。	「国の行政の業務改革に関する取組方針」を平成27年7月に改定。各府省の個別業務の改革について、同年8月に取組内容等を取りまとめ、12月に具体的な改革の内容等の取りまとめを行い、内閣人事局の機構定員審査に反映する業務改革の取組等と併せて、公表。これらを通じ、各府省の優れた取組は詳細を聴取・各府省と共有すること等により取組の横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。	各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上 【27年度】	イ

	3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 ＜アウトプット指標＞	41.2% 【24年度】	平成25年度値以上 (44.1%以上)	平成26年度値以上 (45.4%以上)	70%以上 【33年度】	—
				45.4% (26年度)			
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	④	独立行政法人制度改革への対応 ＜アウトプット指標＞	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討 【25年度】	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。 平成27年4月からの新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図るため、平成26年度内に独立行政法人の目標・評価に関する指針の策定、会計基準の改訂、運用事項の見直し等を行った。	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、調達に関する新たなルールを策定するなど、必要な対応を行う。 平成27年4月に移行した新制度にのっとり、各法人における調達の実態等を踏まえ、同年5月に調達に関する新たなルールを策定し、各法人における公正性・透明性が確保された合理的な調達の促進を図る取組み等、適切な制度運用を行った。	新しい独立行政法人制度の円滑な運営 【27年度】	イ
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合 ＜アウトプット指標＞	41.2% 【21年度】	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 標準処理期間が未設定であるものについては、事案の蓄積等を踏まえ、設定に努めるよう通知を発生し周知した。53.0%(平成24～25年度)	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 標準処理期間が未設定であるものについては、平成27年3月30日に発出した改善通知により、事案の蓄積等を踏まえ、処理期間が設定されるよう要請しており、これを踏まえ、平成27年度に実施した各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。なお、平成27年度における標準処理期間を定めているものの割合については、現在(平成28年度)実施している施行状況調査において平成26～27年度の状況を把握し、調査結果を平成28年12月に公表する予定。	平成21年度値以上 【26～27年度】	— ※実績が把握できていないため、評価できない。
	⑥	行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始 【24年度】	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備 改正行政不服審査法の成立(平成26年6月13日公布) 政令等の検討の実施	新しい行政不服審査制度の周知、研修等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 政令の成立(平成27年11月26日公布) 新しい行政不服審査制度の周知(リーフレットのHP掲載等)、研修(国、地公体の職員等を対象に平成27年度中に44回)等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 ※ 平成28年4月1日改正行政不服審査法の施行	新しい行政不服審査制度の適切な施行 【28年度】	—
	7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合 ＜アウトプット指標＞	23.9% { 国:32.0% 地方:15.7% } 【21年度】	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 平成26年度の研修会、セミナー等(15回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。 平成26年度実績 34.8% { 国 33.6% 地方 50.1% }	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 平成27年度における3か月以内に審査請求が処理された件数の割合については、平成29年度に実施予定の施行状況調査において、改正行政不服審査法の新規施行(平成28年4月1日施行)も踏まえた平成28年度の状況を把握する予定であり、実績値の把握には至っていないが、審査請求が未処理のまま長期間が経過している案件については、平成26年度の施行状況調査を踏まえて平成27年12月25日に改善通知を発生しており、また、平成27年度に実施した各種研修会、セミナー等(44回)において、審理手続の迅速化、案件の早期処理を含む制度の趣旨等を周知し改善を図った。	平成21年度値以上 【27年度】	— ※実績が把握できていないため、評価できない。
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) ＜アウトプット指標＞	行政機関 :99.9% 独立行政法人等 :99.2% 【24年度】	平成24年度値以上	平成24年度値以上 (100%を目指す)	平成24年度値以上 (100%を目指す) 【27年度】	ロ
				行政機関 :99.9% 独立行政法人等 :99.7% (26年度)			

⑨	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等) ＜アウトプット指標＞	行政機関：714件 独立行政法人等：622件 【24年度】	平成24年度値より減少	平成24年度値より減少 (10%減を目指す)	平成24年度値より減少 (10%減を目指す) 【27年度】	□
			行政機関：503件 独立行政法人等：572件 (26年度)			

※測定指標9の基準(値)及び26年度実績値について、担当省庁から施行状況調査終了後に数値訂正があったため、修正した。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標2、4、6及び9は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標2及び4については、目標を達成しており、測定指標6は目標年度に到達していないが、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。 また、測定指標8及び9は目標には達していないものの、実績は伸びているため今後達成が見込まれる。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p>＜施策目標＞ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、目標年度に到達していない指標も含めて実績が向上していることから、目標を達成していると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、目標年度が平成30年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、「世界最先端IT国家創造宣言」に基づくロードマップに従って各行政機関が所有する情報システムを整理・合理化し、平成26年度は目標値を達成する見込みであるなど、重複するシステムを減らしたことにより、行政運営の効率化の実現に寄与している。 測定指標2については、業務改革取組方針を改定し、各府省の個別業務の改革について優れた取組の詳細を聴取・各府省と共有すること等により取組の横展開を促した。方針にのっとり各府省における業務プロセスの現状分析及び再構築を通じた業務改革の取組が進展することにより、行政運営の効率化及び行政サービスの向上が図られているところであり、目標を達成したと考えられる。 測定指標3については、目標年度が平成33年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、電子政府推進員を通じた普及・啓発活動の推進等により、平成26年度は平成25年度の実績(44.1%)を上回ることができ、着実に効率的な申請・届出手続に寄与している。 	
	<p>＜施策目標＞独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること 当該施策目標については、平成27年4月の新制度への移行に伴い、各法人における自律性・自主性の向上や企業の経営の促進、各法人の業務の性質に応じた柔軟な運用等を目的とする制度改正を所管官庁及び各法人に確実に定着させるため、以下の規定の整備等を行った。これらにより、各府省及び各法人における新制度の適正かつ円滑な運用に寄与したと考えられ、目標を達成したと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)の改訂(平成26年9月2日) 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の改訂(平成27年1月27日) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令(平成27年総務省令第28号)の制定 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定) 等 	
	<p>＜施策目標＞行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること 当該施策目標については、測定指標5及び7の数値目標に係る実績値の把握には至っていないものの、当該指標の目標達成に向けた改善通知の発出、研修会等の機会をとらえた周知等の改善を図っており、また、主要指標である測定指標6の行政不服審査制度の見直しについては、目標年度を翌年度に控え、新制度の施行(平成28年4月1日)、当該施行に向けた各種準備を着実に進める等しており、施策全体についても目標達成に向け着実に進展していると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標5については、現在(平成28年度)実施している施行状況調査(隔年で実施。前回は平成26年度に実施し、平成24～25年度の状況を把握。)において平成26～27年度の状況を把握、調査結果を平成28年12月に公表し、当該調査結果を踏まえて必要な措置をとる予定であることから、評価時点における実績値の把握には至っておらず、達成・未達成の評価を行っていないが、平成27年度においては、標準処理期間の設定等を要請した改善通知を踏まえ、各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し、各府省における申請の迅速な処理を促進するなど、目標達成に向けた活動を行った。 測定指標6については、目標年度が平成28年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、平成27年度は、公正性、利便性の向上、救済手段の拡充を図るために抜本的に見直した新しい行政不服審査制度の適切な施行(平成28年4月1日に施行)に向け、政令の検討・成立(平成27年11月26日公布)、新制度の周知・研修、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施するなど、各府省や地方公共団体が新制度に円滑に移行できるよう着実な準備を行っており、目標達成に向け進展していると考えられる。 測定指標7については、行政不服審査法の改正(平成28年4月1日施行)に伴う大幅な制度改正の状況下にあるところ、施行状況調査は、改正法の施行も踏まえ、29年度に実施することとしており、評価時点における実績値の把握はできず、達成・未達成の評価を行っていないが、29年度の調査結果を踏まえて必要な措置をとる予定である。なお、平成27年度においては、審査請求が未処理のまま長期間が経過している案件に係る早期処理等を要請した改善通知を踏まえ、各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し、各府省や地方公共団体における審査請求の早期処理を促進するなど、目標達成に向けた活動を行った。 	
評価結果	<p>＜施策目標＞国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること 当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成にはわずかに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができたため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8については、会議、研修等を通じて各行政機関等に対する指導等を実施してきたものの、一部の行政機関等において進捗管理が不十分であったり、同時期に大量の開示請求が集中したために、行政機関及び独立行政法人等ともに100%を達成することはできなかったが、24年度実績を上回ることができ全体として期限内の開示決定等による情報の迅速な開示が進んでおり、目標の達成に向け着実に進展していると考えられる。 測定指標9については、独立行政法人等に対し、会議、研修等を通じて指導等を実施してきたものの、職員による誤送付・誤送信等により10%減を達成することはできなかったが、24年度実績より減少し、また、行政機関は10%減を達成していることから、目標の達成も近く、行政機関における個人情報の適切な管理に向けて着実に進展していると考えられる。なお、誤送付等発生背景事情としては、各府省等における職員への意識向上の徹底等が十分に行き渡らなかったためと考えられ、総務省としては、各府省等内での徹底に資する研修教材の充実等が必要。 	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日全部改定)においてもKPIとして示されており、目標年度の目標達成に向け、引き続き取り組んでいくこととする。 ・測定指標2については、平成27年度の取組を踏まえ、今後は「国の行政に関する業務改革の取組方針」を策定又は改定することにとどまらず、本方針ののった業務改革が各府省において着実に実施されることを重視する測定指標に変更することとする。 ・測定指標4については、既に目標を達成したものの、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨ののり、国民への説明責任を果たしつつ政策実施機能を最大限に発揮できるよう、引き続き独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととし、今後は、制度変更を経た独立行政法人制度の安定的な運用に着目し、測定指標を変更することとする。 ・測定指標5及び7については、その測定指標として、それぞれ「行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合」及び「行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合」を設定し、当該指標の向上に着目した取組を進めてきたところ、これまでの実績値の推移から、着実に進展していることがうかがえる状況である。 今後は、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された状況も踏まえ、これらの制度を定着させ、これらの制度を一般国民が利用しやすくするため、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であるとの観点から、その取組状況を把握し、情報提供を行うなどの対応に着目した測定指標を設定することとする。 なお、測定指標5については、処理に要する期間も、事案の難易度の軽重、関係者数の多少等、案件によって大きく異なるという状況の中でも、これまで着実に進展しているところであるが、行政手続法で努力義務となっている標準処理期間の処理状況等を各府省へ情報提供することにより、行政手続法の趣旨が実現されるよう各府省へ呼びかけていくことが重要であることから、数値目標としての「行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合」は削除するが、測定指標としては、引き続き標準処理期間に関する評価視点を維持したいと考える。 ・測定指標7については、行政不服審査法に処理期間を規定する条文はなく、同法の施行状況調査において、審査請求の処理期間を3ヶ月ごとに把握していたことから、測定指標として設定していたところ。しかし、平成28年4月に改正不服審査法が施行され、審判員制度や第三機関の関与が新たに創設されるなど審査請求の手続きが大きく改正されたことから、改正以前と同様の3ヶ月を目安とする測定指標を用いることは適当ではないことから、削除する。 ・測定指標6については、新しい行政不服審査制度が施行(平成28年4月1日)されたことから目標の達成に向け順調に取組が進んでいるため、引き続き新制度の周知、研修等を実施し、必要な情報提供等に努めることとする。 ・測定指標8については、100%の目標には及ばなかったものの、目標の達成に向け着実に進んでいると考えられるため、引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法についても検討することとする。 ・測定指標9については、目標達成まであとわずかであり、取組の効果が得られていると考えられるため、各府省等における職員の適切な情報管理の更なる徹底のため、制度官庁の総務省としては漏えい防止のための研修教材の充実に努めるとともに、年金個人情報流出事案を踏まえて改正した個人情報保護に係る指針(H27.8改正)に基づく措置の徹底を図るよう引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法についても検討することとする。 ・これまで公共サービス改革関係業務は内閣府で所管し、公共サービス改革法の対象事業のうち、競争性の改善、良質かつ低廉な公共サービスの実現といった法の目的を達成した事業については新プロセス等へ移行させ、監理委員会審議の充実・効率化を図ってきたところであるが、平成28年度に総務省に移管されたことに伴い、引き続きかかる競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、28年度の事前分析表においては新たに測定指標に設定することとする。 ・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、施行状況調査の結果を含めて、より多くの職員に対する制度理解の促進を図る必要があると考えられるため、平成28年度の事前分析表においては、各制度について、情報公開・個人情報保護の運用に関する研修会における満足度等の割合を新たな指標として設定することとする。
	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>

<p>学識経験を有する者の知見等の活用</p>	<p>平成28年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授及び行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、年度毎の目標値、実績値及び評価結果欄の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>
-------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法の施行状況に関する調査結果(平成27年3月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000348536.pdf) ・平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果 一 国における状況(平成27年12月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000392310.pdf) ・平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果 一 地方公共団体における状況(平成27年12月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000392311.pdf) ・平成24年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成24年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成26年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成26年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html)
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)</p>	<p>作成責任者名</p> <p>行政管理局企画調整課長 箕浦 龍一 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 稔一 行政管理局管理官 加藤 剛</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
----------------	--------------------------------------	--	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した。「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。